（大都市等の特例）

第三条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）において、法第十八条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十四条の三十三に定めるところによる。

2　地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）において、法第十八条の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第百七十四条の四十九の十三に定めるところによる。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令の一部を次のように改正する。

第百六十七条の二第一項第三号中「受けた者において」を「受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第二条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）において」に、「契約又は」を「契約」に改め、「により受ける契約」の下に「又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約」を加える。

第百七十四条の三十三を次のように改める。

（生活困窮者の自立支援に関する事務）

第百七十四条の三十三　地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する生活困窮者の自立支援に関する事務は、生活困窮者自立支援法第十条及び第十五条第二項の規定により、都道府県が処理することとされている事務とする。この場合においては、同法第十条及び第十五条第二項の規定中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

第百七十四条の四十九の十三から第百七十四条の四十九の十五までを次のように改める。

（生活困窮者の自立支援に関する事務）

第百七十四条の四十九の十三　地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する生活困窮者の自立支援に関する事務は、生活困窮者自立支援法第十条及び第十五条第二項の規定により、都道府県が処理することとされている事務とする。この場合においては、同法第十条及び第十五条第二項の規定中都道府県に関する規定は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

（食品衛生に関する事務）

第百七十四条の四十九の十四　地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する食品衛生に関する事務は、食品衛生法及び食品衛生法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第五十一条の規定による条例の制定に関する事務を除く。）とする。この場合においては、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2　第百七十四条の三十四第二項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第百七十四条の四十九の十四第一項」と読み替えるものとする。

第百七十四条の四十九の十五　削除

（地方公営企業法施行令の一部改正）

第三条　地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の十四第一項第三号中「受けた者において」を「受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第二条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）において」に、「契約又は」を「契約」に改め、「により受ける契約」の下に「又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から管理規程で定める手続により受ける契約」を加える。

（食品衛生法施行令の一部改正）

第四条　食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項中「第百七十四条の四十九の十三」を「第百七十四条の四十九の十四」に改める。

（社会福祉法施行令の一部改正）

第五条　社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第六条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百三十九号を第四百四十号とし、第四百三十八号の次に次の一号を加える。

四百三十九　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）

総務大臣　山本　早苗
厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○厚生労働省令第十四号

会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行に伴い、並びに消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第六十八条第一項、第六十八条の二第一項及び第八項、第六十八条の四第六項並びに第六十九条第一項並びに会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三号）第二条第一項の規定に基づき、会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年二月四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久